

環境委員会資料

1 平成 28 年第 3 回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第 124 号 川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

港 湾 局

(平成 28 年 9 月 1 日)

川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例の制定要旨

港湾法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため改正するもの

2 港湾法の一部改正（平成 28 年法律第 45 号）

3 改正内容

上記 1 に伴い、修景厚生港区において建設できる構築物に係る規定を整備するもの

※ 本市では、港湾法に基づき、港湾の陸域部分である臨港地区内において、商港区、工業港区及び修景厚生港区の 3 つの分区を指定しており、条例により各分区ごとに構築物の用途を制限している。

4 施行期日

公布の日から施行

(参考)

- 1 港湾法の一部を改正する法律 平成28年5月20日公布 同年7月1日から施行
- 2 条例改正に係る上記1の内容

案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設である港湾情報提供施設が、港湾施設に追加された。

- 3 条例の改正内容

上記2に伴い、修景厚生港区において建設できる構築物に港湾情報提供施設を加えるもの

- ※ 修景厚生港区とは、その景観を整備するとともに港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域をいう。
- ※ 修景厚生港区においては、従前から展示施設、展望施設等は建設できる構築物とされているところ、当該施設が港湾情報提供施設に該当する場合にも同様に建設できる構築物とするため、規定を整備する。

川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 昭和40年12月22日条例第31号	○川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 昭和40年12月22日条例第31号
別表第3（第3条関係） （1） 法第2条第5項第2号から第5号まで、 <u>第8号の3</u> 及び第9号の3 から第10号の2までに掲げる港湾施設	別表第3（第3条関係） （1） 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第9号の3から第10号の 2までに掲げる港湾施設
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	